

令和5年第4回東大和市議会総務委員会記録

令和5年6月26日（月曜日）

出席委員（8名）

委員長	森田博之君	副委員長	上林真佐恵君
委員	大后治雄君	委員	蜂須賀千雅君
委員	高峰章君	委員	中間建二君
委員	東口正美君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

4番	関綾子君	6番	尾崎利一君
8番	中村庄一郎君	17番	木戸岡秀彦君
20番	金井康哲君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情
- (3) 5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情
- (4) 5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情
- (5) 所管事務調査の協議について
- (6) 5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情に係る意見書の取扱いについて（追加）

午前 9時31分 開議

○委員長（森田博之君） ただいまから令和5年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（森田博之君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席につきましては、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（森田博之君） 次に、5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情

〔朗 読〕

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読は以上でございますが、ここで陳情文書表の訂正を1件お願いしたいと存じます。

陳情文書表2ページ目、一番最後の3番のところの後ろから2行目、「したがって最新の手続を整備し」とあるところの「最新」でございますが、文書表では最も新しいという形の「最新」となっておりますが、正しくは再び審議するの「再審」でございます。文書の変換ミスでございました。大変申し訳ございませんでした。訂正のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（森田博之君） お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（中間建二君） 第8号陳情でありますけれども、再審法の改正促進を国に求める意見書の提出を求める陳情となっております。この再審法の改正の課題については、様々な冤罪事件等も報道がされてる中で、私も調べた限りにおいては、様々な改正に向けての意見が述べられてるというふうにも承知をしておりますし、また冤罪事件を防いでいくという趣旨では理解ができるところであります。

また一方で、この陳情の中には、3つの点で、東大和市議会から国に意見書を上げていただきたいという陳情であります。なかなかこの東大和市議会の意見書でこの3つの内容を固定するとか固めてしまうところまで、果たしてこの意見書を上げるっていうところまでの一致ができるのかということについては、なかなか難しい、また慎重に、意見書を上げるとすれば相当専門的な議論をして審議をしない限りは、なかなか一致が難しいのではないかと考えております。

特に2番目の検察の不服申立てに関しても、これ様々な意見があるようでございますので、一律に禁止をす

ることが本当に正しいのかどうかっていう判断は、非常に難しいというふうに受け止めております。そういう意味では、この再審法の改正促進をという趣旨では賛同できる所でありますので、趣旨採択で議会としては一致することが望ましいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（森田博之君） ほかの委員の皆様は。

○委員（上林真佐恵君） この陳情文書を読みまして、私なりにいろいろな冤罪事件などを調べたんですけども、冤罪って本当に、罪のない人の暮らしと人生や、時には生命さえ、極刑ということになれば命さえも奪うものであって、もう本当に絶対にあってはならない。無実の人が誤った判断で処罰をされるってことは本当に絶対に許されなくて、冤罪被害者はもう速やかに救済されなければならないと思ってます。

この再審っていうのは、被害者を救済するための最終手段というふうに言われてるんですが、やはり調べると、この現行の再審制度が制度的に非常に課題を抱えているというふうに私は思っています。

ちょっと実際の、昨今話題になっている袴田事件なんかもちょっと調べたんですけども、かなり強引な取調べなんかもあって、おまるを取調室に持ち込んでトイレにも行けないような状況で取調べがあって、自白はされたわけですけども、この自白内容も日替わりで変わっていたりだとか、それから証拠ですね、犯行のときに着ていた証拠品と言われているものが証拠として薄いついていうことが分かってきたときに、有罪にするための証拠として薄いついていうことが分かってきたときに、事件から1年2か月もたった後に、新たな、犯行時に着ていたっていう、何かそういうものが検察のほうから示されると。これが結局決め手となって、袴田氏は死刑が確定したということになってますけれども、その後、弁護団が粘り強く証拠なんかを出しながら再審請求したわけですけども、それが、決まったけど、またそれが……、一度は開始が決定したんですね。さらにそのときには48年ぶりに、48年もたってようやくこの袴田さんは釈放されたと。裁判所はもうこれ以上この方を拘留できない、身柄を捕捉できないということで釈放もしたわけですけども、このとき裁判所は、新たに見つかったというこの犯行着衣について、捜査機関が隠していたって、そういう可能性が極めて高いという、検察が証拠を捏造したっていう、そういう疑いにも言及をしています。

さらにこの後、再審がすぐ開始されたかといえばそうではなくて、検察が異議を申し立てたために、それが釈放から4年もたった後に、さらに異議を申し立てて再審が決定されず、そういうことがあった後、ようやく今年の3月に再審開始っていうことが認められたわけですけども、その際に東京高裁は、新たに見つかった犯行着衣に関して第三者が隠した可能性があるという指摘して、その第三者が捜査機関の可能性が極めて高いと、捏造したと、そういうことをもう踏み込んでいるわけです。

逮捕から57年、この捏造の疑いがあるとされた証拠に基づいて死刑判決が確定してから43年もたっていて、袴田巖さんは87歳になっていると。この長い期間身柄を拘束されて、死刑の恐怖によって拘禁反応というんですかね。彼は本当に妄想があったり、すごく現実と妄想が入り交じるようなところで、本当に人生を奪われたということだと思うんですね。

調べますと、ほかにも布川事件ですとか、これは再審で無罪が確定してるんですが、やっぱり県警の警察官が取調べの中でうそを言って、母親が早く自白するように言ってるだとか、そういううそを言って自供させたっていうようなことも言われていますし、それからその取調べを録音したテープの存在を隠していたと、そういうこともあったということで、これは再審で無罪になった後に損害賠償を求めた訴訟で、こういう違法行為がなければもっと早く無罪判決が言い渡されてたと。釈放されてた可能性が高いとして、これ裁判所が国や

県に賠償命令を下すと、そんな事態にもなっていますし、それからもう一つ、東電OL殺人事件というものですけれども、これも獄中から再審を請求して、粘り強く請求してようやく開示させた証拠から真犯人のDNAが明らかになって、こちらも再審無罪となっている。この鑑定が最初から存在していたということが後から分かった。これが最初から開示されていれば、この方、こんな獄中に行くことはなかったということだと思うんですけども、こういうことがほかにも何件もありまして、やっぱりこういうことを考えると、全ての証拠を開示させる、これは当たり前だと思うんですけども、ほかの事件の事例を見ても、再審で無罪になったケースの多くは、検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手となっている。当然無罪になる証拠も有罪になる証拠も、全ての証拠っていうのを開示させなければ公正な判断はできないわけで、これは本当に義務づける必要があると私は思って、これ陳情者の方が求めている1点目です。

2点目の、検察の不服申立てを禁止するというですけれども、やっぱり、これが行われてきたことで、この冤罪被害者の方は長い間もう本当に、30年、40年という長い間人生を奪われるということになりますので、これがなくても、不服申立てを禁止しても、再審が開始して、裁判が、また再審の公判が始まれば検察側はいろいろ主張ができるわけですから、これは、私は禁止するというのは当然のことかなというふうに思います。

それから陳情者が求めている3点目ですけれども、やっぱりこの再審請求審における審理方法に明確なルールがなくて、裁判官によっては進行協議さえ行われずに、形式的に意見書を提出させるだけで請求棄却できるというようなこともあったり、その裁判所次第みたいな、裁量に任されるようなところになってるようですので、これは明確にルールをつくる必要があると思いますので、私はこの陳情者が求める3点は当然のことだだと思いますし、この陳情には賛成したいと思ってるんですけども、今、他の委員から趣旨採択ということで御意見ありましたけれども、もし趣旨採択ということでもとまって、意見書もこの委員会として出せたらいいなと思ってるんですけど、意見書出す際には、当然ながら全員の委員の皆さんが一致できるところでまとめるというのが民主的だと思いますので、皆さんで意見のすり合わせができて、意見書が出せたらいいなというふうに思っています。

以上です。

○委員（大后治雄君）　じゃ、手短かに申し上げます。

皆さんも御存じのとおり、完璧な法というのは存在しません。一般論で見ましても、制度の不備と考えられる部分を整備するということは当然だというふうに思います。再審制度を、か細いながらも法的に認めている以上、本法では、特に手続に関するものに対しましては早急に整備していくべきというふうに考えておりますので、その点において賛同したいというふうには考えています。

ただ、今までの意見の中で趣旨採択という言葉が出てまいりましたが、全会で一致できて何か出せるのであれば、それにこしたことはないというふうに思っています。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君）　私も陳情理由を確認させていただきまして、陳情者の思いは酌むところではありますが、今現在、冤罪についても、法務省において再発防止の真剣な議論を継続しているというふうにあります。一つが、先ほどもありましたが再審請求審における検察官手持ち証拠の全面開示と、それから再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止について、今現在、真剣な議論が行われてるということです。

当然、冤罪については絶対に許されるものではなく、真剣に議論をこのまま続けていただけるっていうことが一番大事なことであり、今幾つかの委員からお話ありましたけれども、私も趣旨全体、内容に関しては理解

を示すところでありますので、同じく趣旨採択で、もしまとまるようであれば私も賛同したいというふうに思います。

以上です。

○委員（高峰 章君） 冤罪っていうのは、自白が最大の根拠となるような時代に、割と起こってきたというふうな背景があるんじゃないかなというふうに思っております。この頃はもう科学的判定になっておりますので、冤罪っていうのは少なくなるかなというふうに思うんですけども、いわゆる自白第一主義の時代に起こったことが、いや、後からやってないというふうなことで、いろいろ再審の話になっていってるようなところがまず背景にあるんじゃないかなと思います。

今回のことにつきまして、もちろん冤罪がいいなんていうことは決して思いませんので、再審に持っていける新たなルールっていうものが、今後道筋をつけるのであれば、それはいいことだと思います。

3点目は、ただ国民の、国民って大きさですけども、やはりそうはいえ、やっぱりやったんじゃないかというふうな、Aという容疑者に対して、やっぱりそうはいうもののやったんじゃないかというふうな見方も、全くないわけではないという側面もあると思います。

そういうふうを考えれば、その辺の白黒のつけ方って非常に難しい面はありますけども、一概に検察官の不服申立てというものを全面的に捨象するということは、ちょっとどうかなというふうに思いますので、再審のルールづくりというふうなところで、趣旨採択というんですかね、そういうようなことで意見書ですか、いうものを作れたらというふうに思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 様々ないろんな各委員から御意見が述べられたところですが、私の理解では、国会のこの再審法の関係する国会の議論というか動きを見たときに、2016年の通常国会で改正刑事訴訟法が成立をしたということで、これについては様々な冤罪事件を、先ほど高峰委員が述べられたような形で、科学的な知見から、または様々な技術向上により防いでいくという趣旨で、冤罪防止につながる取調べの可視化を進める。いわゆるビデオの録画等ですね、こういうものが進められたり、また組織犯罪の抑止効果を持つ司法取引の制度創設、通信傍受の対象犯罪の拡大などが、改正刑事訴訟法で盛り込まれたという報道がございました。

私ども公明党としては、この取調べの可視化を強く推進をしてきたところではありますが、一方で、この法律が成立したときの附則に、「この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。」と、こういう附則が盛り込まれたというふうに報道がなされております。

一方で、この平成28年にこういう附則が盛り込まれながら、先ほど蜂須賀委員が述べられたように、国での審議が行われていながら現状にまで至ってる、時間がかかっているということかと思っておりますので、繰り返しのなりますが、この陳情で述べられてる再審法の改正の促進を国に求めていくということでは、市議会として一致ができるかと思うんですが、その中身についてはやはり慎重に考えていくべきではないかというふうに思っております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） いろいろ様々、皆さん趣旨には賛同するけれども、皆さんいろいろ御意見が、中身については御意見があるということは分かりました。

我々党派としましては、今、国会の中でも様々議論がされていて、取調べの可視化というような前進はある

けれども、やっぱり今現在まだ苦しんでる方がいっぱいいらっしゃる。そういうことを考えると、やはりこの再審法、きちんと改正をする必要があるという、それは意見として述べさせていただきます。

ただ、意見書については、やはり皆さんの一致点でっていうことが大事だと思いますので、そこを踏まえた上で、意見書が出せたらいいのかなというふうに思っています。

この際、動議を提出いたします。

本件につきましては、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。

委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（森田博之君） ただいま上林委員から、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

○委員長（森田博之君） 次に、5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

〔朗 読〕

○委員長（森田博之君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（中野志乃夫君） 本陳情に関して、私、個人的な見解も含めて述べさせていただければ、この世界平和統一家庭連合、いわゆる統一教会に関しては、ちょっと宗教団体とは言いがたい存在だと思っております。とりわけこの間の活動、またそれで多くの方が被害に遭ってる、その経過を見ても、とてもそれに関してこの陳情に賛成できるものでありませんけれども、特にここで述べておきたいのは、この間、当議会では北朝鮮との関係で、北朝鮮のミサイル云々に関して常に反対の決議を上げてるところでありますけれども、本当に奇妙なことですけれども、この世界平和統一家庭連合が北朝鮮と密接な関係にあって、とりわけつい昨年も、創始者の文鮮明の死去から10年となるということに関して、北朝鮮ではいわゆる弔電、そういった関係の深いものを送って

いる事実もあります。

つまり、北朝鮮の中で、また企業として活動している中で、とりわけ世界平和統一家庭連合がかなりの役割を果たして北朝鮮内で活動してる、これはもう御案内のとおり、この団体の活動資金は日本からほとんど流れておりますけども、北朝鮮でのそういった活動を活発に行っていたり、また最近では北の潜水艦の開発にも関わってるなどの報道もあります。

そういった意味でも、やはりこの団体の関係者が出しているこの内容に関してはとても賛同できるものではありませんし、やはりこの内容に関しては否決するべきだという意見を申し述べたいと思います。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 陳情趣旨2点ありまして、関係断絶などの議決を行わないようにしてほしいということですが、憲法違反の疑いが強いということ書かれてますけれども、私も今、中野委員おっしゃったように、この世界平和統一家庭連合、旧統一教会が宗教団体なのかということ、私はやっぱり宗教団体ではなく、宗教に対する問題ではなくて反社会的な団体であると。それは法的根拠も様々な、これまで司法判断として多数の確定判決によって法的に犯罪や犯罪行為が認定されていて、たくさん被害者の方がいらっしゃるといことも皆さん御存じだと思いますけれども、宗教団体に対してこういう関係断絶を行うということであれば、それはもちろん憲法違反ということになるとは思いますが、反社会的な団体ですので、逆にやっぱり一切の関係を持たないということを議員が決議するってことは重要なことだと思います。

令和5年第1回の総務委員会で、旧統一教会及び関連団体との関係の有無と今後の対応について、市長と市議会議員の説明を求める陳情というのが出されましたけれども、その際、各委員の皆さんが、この団体と一切関係がないという発言もされてましたし、やはりそれは反社会的な団体であるという、だからかなというふうに思います。

やはり住民の生命・財産を守って住民福祉の向上を図る地方行政、地方議会として、一切関係を持たないというふうに明言する、決議をするということは当たり前前の行為であるというふうに思いますので、この陳情に対しては反対をしたいというふうに思います。

○委員（大后治雄君） 以前も申し上げたことなんですが、現状も、また将来的にも、議会を縛ることはしたくないというふうに考えますので、こちらには賛同はできないというふうに申し述べておきます。

以上です。

○委員（中間建二君） 私の立場は、この陳情の趣旨にある内容で申し上げますと、いかなる思想・信条を持っていたとしても、そのことによって不当な差別を受けることがないように配慮してください。これについては、私は当然そのとおりだろうと思っております。

また一方で、陳情趣旨の1にあるような、世界平和統一家庭連合との関係断絶などの議決を行わないようにしてくださいという趣旨がありますが、これについては、あえて東大和市議会ではこのような動きは特にありませんので、この陳情を採択する必要はないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（森田博之君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 討論を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第9号陳情 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（森田博之君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（森田博之君） 次に、5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大增税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（森田博之君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） 短く自由討議させていただきたいと思います。

本陳情には反対の立場ですが、国家安全保障の最終的な担保は防衛力だと我が党は考えております。現在、我が国に置かれているかつてない厳しい安全保障環境を踏まえれば、抑止対処を実現するために、防衛力の抜本的な強化は一刻の猶予も許されないと思います。

その裏づけとなります、また自国防衛の国家意思を示す大きな指針となるものが防衛関係費となります。NATO諸国の国防予算の対GDP比目標2%以上も念頭に、我が国としても、5年以内に防衛力を抜本的に強化するために必要な予算水準の達成を目指しており、将来にわたり我が国の独立と平和を守り抜く上で、真に必要な防衛関係費を積み上げて、具体的な防衛力整備計画を作成しなければならないと考えております。

弾道ミサイルの脅威が世界的に拡散する中で、それに対する防衛システムを持つということは、攻撃側の攻撃力をそぐという意味では、意味があることに間違いはないというふうに考えております。

詳細はまた本会議の討論とっておりますが、以上のことから本陳情には反対の意向を示させていただきた

いと思います。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 今回のこの陳情内容に関しては、私も全く同感する内容でもありますし、ぜひ賛成するものですが、今やはりウクライナの問題があるせいで、本当にいきなり、何て言いますかね、戦争の問題が身近に起こるような、そういう雰囲気醸し出されており、台湾で有事があるかのような論調が本当に当たり前のよう語られておりますけれども、本来日本は、日本国憲法の下でそうした武力によるそういう手段を使わないで、やはり平和外交をやはり徹するべきであるし、そのためにまさに平和憲法があるわけですから、やはりそこに徹するべきだと考えます。

今回のこの政府の一連の動き、本当に許し難いのは、もう莫大なお金を注ぎ込んで、防衛費だということでは、言っておりますけれども、やはり莫大なお金をつぎ込んでつぎ込んでいっても際限がないのは、この間の歴史が証明しているところでもあります。つまり、今GDP 2%云々ということでは、言っておりますけれども、これがさらにエスカレートする可能性だって幾らでもあるし、本当に際限がない。それだけ、日本が全くもうお金も余裕あって、何もかももう全部できて、もうそのぐらいのお金は大丈夫という国であればまた違う論議もあるでしょうけれども、それにしてもこれだけのお金をかけるということは、必ず福祉関係とか社会保障費にも影響するのは明らかですから、やはりこの内容は、やはり当議会できちんとして賛成の立場で皆さんの意見をまとめていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） この件に関する考え方、ちょっと詳しく述べたいと思うんですが、まず、安保3文書、安全保障——この3つの文書ですけれども、これ改めて読ませていただいて、ここには我が国の安全保障に関する基本的な原則を維持しつつ、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するということが書かれておりますけれども、実際に、何をやるかというところを見ると、防衛省が取得を進めている米国製の長距離巡航ミサイル・トマホーク、これ400発ですか、取得予定ということですが、これが最新鋭のBlock Vというんですかね、他国領土の攻撃に特化した兵器であって、明らかに専守防衛を逸脱するものであるということや、それからこのトマホークの配備を可能にするために海上自衛隊のイージス艦を改修するということですか、どう考えても専守防衛、武力を放棄するという憲法から見て、どう考えてもおかしい、軍備を増強するというのが分かるわけです。

それから、そもそもこれが本当に日本の防衛力、安全保障のためなのかという点で、そうじゃないということが、この間明らかになっていると思います。そもそもこれ米国の要請に応えたものであるということは、これ2020年の、2年以上前の日本経済新聞の記事なんですけれども、ちょっと読みますけれど、エスパー米国防長官は16日、日本を含む同盟国に、国防費を国内総生産GDP比で少なくとも2%を増やしてほしいと表明した。中国やロシアに対抗するためと説明し、私たちの相互の利益と安全、共通の価値を守ると訴えたということで、米国の負担軽減につなげる狙いもあると日経の記事にありました。米国の同盟国、友好国は、軍事力の向上に向けて必要な投資をするよう求めると力説したと言われております。

その後の質疑応答では、中国は米国との対立だけを考えればいいわけではないと述べて、日本やオーストラリア、韓国などを列挙し、対中包囲網を構築して中国に対抗する方針を改めて強調したと。これが2020年の時点でこういうことが言われていて、さらについで最近、バイデン大統領が日本の防衛費の増額について、3回、日本の指導者と会って説得したなどと述べて、自身が働きかけた成果だとアピールもしていると。これがそも

そも米国の要請に応えた大軍拡であるということは大変重大だと思います。

それから、この陳情の軍拡財源法ですね。これ本当に将来にわたって国民に新たな負担を押しつけるもので、この法律の中で防衛力強化資金というものがつくられるわけですが、防衛省が複数年度にわたってこのお金を自由に使える、会計年度ごとに予算を作成して国会で審議をする単年度主義、財政民主主義の破壊であるというふうにも思いますし、この財源として国立病院と社会保険病院など公的病院を運営する2つの機構の積立金を回すだとか、本来であれば医療提供体制の強化、まだまだこれから必要、日本は弱いと思いますので、まだまだ必要だと思いますが、こういうお金を資金を流用してするっていうのも許されないことですし、また東日本大震災の復興特別所得税のこれを軍事費に転用すると。それから、歳出削減で財源をつくるっていうふうに言ってますけれども、これどの歳出を削るのかっていう話になりますし、それから決算剰余金、これも充てるというふうにしてますけれども、その元となる予備費、巨額の予備費っていうのは赤字国債が原資であって、これは本当に未来の世代に増税を強いることになりかねないというふうに思います。

5年で43兆円ということがこの安保3文書にも書かれていますけれども、先ほど陳情者の方にお会いしましたけれども、例えば学校給食の無償化、今これ本当に会派を超えて皆さんが望んでることだと思いますけれども、これ約4,600億円、子供の医療費無償化約5,000億円、国でやる場合ですね。それから、大学など授業料の半減だとか入学金廃止したり、先ほど陳情者の方もおっしゃってましたけれども、奨学金が返せなくて自殺をする子供まで出てきたという中で、返さなくていい給付型奨学金、こういうものをつくる必要あると思いますけれども、これ2兆円ぐらいかかるっていうような、そういうことができるんじゃないかなというふうに思います。

それから、安全保障っていう点で、やっぱり軍拡を、軍備を増強する、ミサイルを持つ、敵基地を攻撃できる能力を持つということが、やっぱり逆に日本を戦争に近づけて危険にするものだというふうに思います。攻撃すれば当然報復をされるわけで、実際、岸田政権は、全国300の自衛隊基地を強靱化するというので、核兵器などの攻撃に耐えられるように基地を地下に移動するような、そんな計画まで立てていて、やっぱり反撃をもう既に想定しているということが、戦争、攻撃をして報復されてっていうその繰り返しはまさに戦争なので、それを想定してやっているとすることは本当に重大だというふうに思います。

抑止っていう、自分が武力を増強することで抑止っていうこともよく言われるわけですが、抑止論ということは、相手に脅威を与えることで攻撃を思いとどまらせるようにするものなんですけれども、日本が他国に脅威を与えれば、当然相手国もその脅威に対して脅威で応えようとすると思いますので、そうすれば、本当にエスカレートしていくということになりますし、双方本当に戦争を望んでいなくても、そういう軍事的にお互い威嚇をするみたいなことがあれば、何らかのきっかけで衝突が起きて、それが戦争につながりかねないというふうに思いますし、結果として、より日本が危険になるというふうに思います。

ですので、先ほど中野委員からも、外交努力ってこと言われてましたけれども、本当それしかないというふうに思いますので、日本共産党はそういうことで提言なども行っていますし、ASEANが東アジアサミットという、アメリカや中国、日本なども参加するこの東アジアサミットを平和の枠組みとしてこれを強化していくっていう、そういう努力をASEANしてますけれども、こういうところと連帯をして、とにかくもう外交努力するしかないというふうに思っています。

東大和市は平和都市宣言してますけれども、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設に向けて努力することを改めて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言するとしています。この

平和都市宣言、すばらしいもの持っていますので、市議会としても、平和を守り、市民の生活を守る立場に立って、この陳情、賛成すべきだというふうに申し上げたいと思います。

以上です。

○委員（大后治雄君） 以前も申し上げましたが、防衛費をGDP比で2%、2倍にしたところで、単純に防衛力が2倍になるわけではなく、現在でも4割以上にも及ぶ人件費などに鑑みましても、防衛装備の自動化、省力化、無人化、省人化などの近代化を進める等の内容が肝要でありまして、2%という数字ありきで語られるものではないというふうに考えます。

ただ、問題なのはその財源でありまして、流用というのは、こそくな手法であると言わざるを得ず、正当性に著しく欠けるものというふうに考えます。防衛費が必要であれば、痛みを伴う財源問題を直視し、国会等で国民に正々堂々と訴え、審判を仰ぐべきと考えています。

以上です。

○委員（中間建二君） この陳情の題名からしても、様々、今の国の動きに対して御懸念があることは理解をするわけですが、一方で私どもからすると、様々誤解もあるのではないかとというふうに読み取りますので、陳情そのものには反対をします。

先ほど様々な御意見が述べられた中で、日本はもっと平和外交を中心に取り組んでいくべきであるという御意見がございまして、その点はもう全くそのとおりであります。私ども公明党としても、先般の国家安全保障戦略の改定においては、公明党として、外交力の強化を第一の柱に据えるべきだと強く主張させていただいております。その結果、日本の安全保障の最上位政策文書でありますこの国家安全保障戦略の中には、国際社会の平和と安定、脅威の出現を未然に防ぐための外交力が第一に重要である旨の文書が明記をされているところであります。

その上で、この陳情の中にも述べられております共同通信が行った安全保障に関する世論調査、5月7日と書いてありますが、私が確認したところでは5月6日にまとめられたようではありますが、この共同通信の世論調査の中でも、ここで書いてある数字はそのとおりでありますが、一方で、陳情に書かれていない内容として、他国領域のミサイル基地などを破壊する反撃能力、敵基地攻撃能力の保有は、賛成が61%、反対は36%、このような同じ調査で結果が出ているというこの背景をやはり考えたときに、先ほど御意見がありましたとおりで、やはり昨今の度重なる北朝鮮のミサイル発射に対して、多くの国民が何らかの対処をしていく必要性を感じていらっしゃるという、この同じ共同通信の世論調査結果の中でも明らかではないかと考えておりますし、その点では、東大和市議会も度重なる北朝鮮に対する、決議を行ってわけですが、また平和外交という趣旨では、北朝鮮に対して、日本も含めて国際社会が一致をしてミサイル発射を抑制するための様々なチャンネルを通じて対話を求めているわけですが、全くそれを無視したミサイル発射が今も続いているというのが現状であり、また先ほどのロシアのウクライナ侵略の話も出ましたけども、やはりこれも国連の安全保障理事会の常任理事国であるロシアが国際法を無視してウクライナを侵略をするという、これはもう従来の概念では誰も想像がつかなかったような事態が今現実起こっているというこの現実の中でどう日本の平和と安全を守っていくかというところが大きな課題であり、そういう中で、様々な国も動きを取っているというふうに理解をしております。

それから、あと1点だけ、そういう中で、やはり、じゃ、やみくもに国民負担を求めていく、増税をしてこの防衛力を強化するということについては、当然反対があって、これはもう当然だと思いますので、そうならないために、今回の国の、ここでは軍拡財源法案と書いてありますが、先般成立した法律は、正しくは「我が

国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」でありまして、まさにこの名前のとおり、増税に頼らずにどう財源を確保するかということで、先般、このような法律が成立をしたというふうに聞いております。

特に、増税ということが議論されておりますが、そうならないために様々な国の決算剰余金等を活用した施策を進めていくこと、また様々な財源確保の手法も述べられておりますが、その上で、法人税については、当初は法人の控除額170万円とされていたものを500万円まで引き上げたというふうに理解をしておりますが、そのことによりまして課税対象は全法人の6%弱ということで、大半の中小企業には負担は増えないというふうに聞いております。一部の大企業が負担をした形で防衛財源が確保されていくという方向だというふうに理解をしておりますので、もちろん一切税負担がないということではないようではありますが、ここで述べられている増税という趣旨ではないのではないかとこのようにも思っております。

いずれにしろ、様々述べましたが、同じ共同通信の世論調査でもある敵基地攻撃能力の保有についての国民理解は進んでいる中で、どう日本の平和と繁栄を守っていくのかという趣旨での防衛力強化が、先般の法律で、そのための対処、財源を確保するための対処がなされたというふうに理解をしておりますので、本陳情には反対をするものであります。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） すみません。もう一点。

今意見伺っていて、確かに北朝鮮がああやってミサイル発射をして、非常に国民の皆さん、不安に思っていると思いますし、ウクライナの状況を見ても、やられる前にやるっていうんですかね。そういう心情になるのは非常に理解できますし、本当に恐ろしいですよ、ああいうことがこの現代の中で起こるっていうことは本当に恐ろしいと思いますし、それを避けなきゃいけないっていう、そういう気持ちは本当に分かるんですけども、ただ、今、国が進めている抜本的な軍備の強化ということが本当に日本を守るためのものなのかというところで、やっぱり非常に大きな、そこがすごく一番大事などこじゃないかなというふうには私に思っていて、この安保3文書の中で集団的自衛権っていうことも明記をされたわけで、集団的自衛権が行使できるということは、日本が攻撃されていなくても、アメリカが攻撃されれば日本も一緒にそこに参加していくっていうことで、それから統合防空ミサイル防衛っていうんですか、IAMDっていうんですかね。これをやっていくということですけども、これが何かというと、米国が地球規模で構築している敵基地攻撃とミサイル防衛を一体化システムであって、自衛隊が米軍と完全に融合する形でこれに一体化して参加をしていくと。

でも、これ何か、中身ですけども、米軍が2017年に作成したドクトリンというのにこの統合防空ミサイル防衛、先制攻撃ですよ。だから反撃じゃなく、先制攻撃作戦を含むということが明記されてるということで、こういうものに自衛隊が参加をしていくということが戦争じゃなくて何なのかっていう本当に気がしますし、そういうことがやっぱり国民の皆さんの、あんまりこういうことマスコミでも報道されてないですし、本当にこういうことを国民の皆さんがちゃんと理解した上で敵基地攻撃能力ってこと賛成してるのなっていうのは、ちょっと私はやっぱりまだ議論を国民の中で深めていく必要があると思いますし、その上で本当に外交努力尽くしていくっていう、北朝鮮に対して対話求めて、求めても求めてもミサイル発射してくるから、じゃあ、先制攻撃していいのかっていったらそういうことにならないと思いますし、私はやっぱり本当にこういう道に進むということをしちんと国民が知った上で議論するってことがまだまだ大事だと思いますし、それから増税についての御意見もあって、確かに今増税をするっていう、明確にそういうことは言ってないわけですけども、

今後5年間の43兆円っていう、これ5年間で終わるわけじゃなく、当然このまま進めば、その先も莫大なお金が必要となるってことですし、今既に、いわゆる後年度負担、高額兵器を購入するための後年度負担、軍事ローンというふうに言われてますけれども、これも既に今莫大な、2028年度以降16.5兆円あるということで、こういうことをやりながらいろんなところからお金をかき集めて、国民の暮らしがこれだけ大変になってるときにかき集めてやるということを、5年で終わらずやっていくっていうことは、本当に我が日本どうなってしまうのかなと思いますので、そういうことも含め、やっぱり国民の議論きちんとするということも含めて、この陳情には賛成をしたいと思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 先ほど、日本が先制攻撃をしていいのかという御発言がありましたが、当然先制攻撃は国際法で禁止をされてるわけでありまして、敵基地攻撃能力、反撃能力を保有するからといって、日本が先制攻撃をしていいわけは当然ありませんので、あくまでも敵基地攻撃能力、反撃能力を保有するその趣旨は、既存のミサイル防衛で日本を守りつつ、相手からのミサイル攻撃があった場合にそれに反撃をする抑止力として保有をするものだというふうに理解をしておりますので、日本が先制攻撃をしていいということでは当然ありませんので、そういう立場ではありません。それだけ申し上げておきます。

○委員長（森田博之君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大増税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

本陳情は、防衛費増額の財源を確保する特別措置法、いわゆる軍拡財源法案に反対し、国に対し意見書を提出することを求めるものです。6月16日の参院本会議で可決・成立したことから、ますますその意義は強くなっていると考えます。

軍拡財源法は昨年末、国会での審議もなされず、国民に信を問うこともないまま閣議決定された安保3文書に基づき、今後5年間で総額43兆円もの防衛費を確保するため防衛力強化資金を創設することが柱となっています。

防衛力強化資金は、医療体制の強化や職員の処遇改善に使うべき国立病院機構と地域医療機能推進機構の積立金を軍拡財源に回し、防衛省が複数年度にわたり自由に使えるものです。本来医療に使われるべき資金を軍事費に流用するだけでなく、会計年度ごとに予算を作成し国会で審議する単年度主義、財政民主主義の破壊であり、許されるものではありません。

決算剰余金も軍事費に充てられますが、その元となる巨額の予備費は赤字国債が原資であり、未来の世代に莫大な増税を強いることになりかねません。

そもそも一連の大軍拡が米国の要請に従ってのものであることは重大です。2020年に米国防長官は、日本を含む同盟国に国防費を国内総生産GDP比で少なくとも2%に増やしてほしいと表明、中国やロシアに対抗するためと説明をしたようですが、それだけでなく米国の負担軽減につなげる狙いもあると言われていました。さらに、バイデン大統領は、来年の大統領選挙に向けた会合で、日本の防衛費の増額について、私は3回、日本

の指導者と会い説得したなどと述べ、自身が働きかけた成果だとアピールをしました。

今後5年間で43兆円もの莫大な費用を投じる大軍拡が、日本の防衛のためではなく米国の対中包囲網に日本を組み込むためのものであり、防衛どころか日本を戦争に近づけ、さらには国民の暮らしを破壊するものであることは明らかです。

終わりの見えない物価高騰、減り続ける実質賃金、諸外国と比べても異常に高い教育費、年金だけでは生活できず、高齢になっても働き続けなければ暮らしが成り立たないなど、世代を問わず暮らしが厳しさを増している中、必要なのは軍事費の倍増ではなく、OECD諸国との比較でも最低レベルの教育費や社会保障費を抜本的に引き上げ、国民の暮らしを豊かにすることです。

安保3文書には、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならずと書かれていますが、軍事費がGDP比2%以上となれば、日本は米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国となります。防衛省が400発もの取得を進めている米国製の長距離巡航ミサイル・トマホークは、他国領土への攻撃に特化した最新鋭の兵器であり、専守防衛を逸脱するものであることも明らかです。

日本が敵基地を攻撃できる力を保有すれば、相手国に脅威を与えることになり、当然、相手国はその脅威に対し脅威で応えようとするでしょう。軍事対軍事の脅威がエスカレートすれば、双方が戦争を望まなくても、何らかのきっかけで衝突が起こってしまい、結果として日本が戦争に陥るリスクを高めることになってしまいます。実際、岸田政権は、核兵器などの攻撃に耐えるよう、全国300の自衛隊基地を地下化する計画を進めようとしています。既に日本の国土が攻撃されることすら想定されている、まさに戦争準備そのものではないでしょうか。

日本共産党は、戦争を起こさせないことこそが最も重要な政治の役割だと考え、徹底的な外交努力で東アジアに平和の枠組みをつくることを提案しています。東アジア諸国連合ASEANは、米国、中国、日本なども参加する東アジアサミットという平和の枠組みを強化し、友好協力条約を東アジア規模に拡大する努力をしています。ASEANと協力し、東アジアを平和の地域にするために、憲法9条を生かした平和外交を尽くすことこそ最も現実的でお金のかからない防衛力の強化ではないでしょうか。

東大和市は、平和都市宣言で、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の平和に向けて努力をすることを改めて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言するとしています。東大和市議会としても、平和を守り、市民の生活を守る立場になって、本陳情に賛成すべきだということを申し上げて、賛成討論いたします。

○委員長（森田博之君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第10号陳情 専守防衛を投げ捨て、憲法の平和主義を踏みにじり、暮らしも財政も経済も破壊し、大増税に道を開く軍拡財源法案に反対し、その趣旨で政府に意見書の提出を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森田博之君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 開議

○委員長（森田博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（森田博之君） 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

本日の資料として、所管事務調査通知書（案）を配付させていただきました。前任期の総務委員会においても、継続して総務部が所管する市の防災及び防犯対策に係る報告を受ける必要があるのではないかとということから、所管事務調査「市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること」を立ち上げましたが、前委員の任期満了とともに調査が終了しておりますので、正副委員長で協議した結果、今任期においても同じ内容で所管事務調査を行いたいと考えております。

また、そのほかの所管事務調査の調査事項として、「これからの50年、未来につながる施策（公共施設・スマートシティ・人材育成）」についてを調査事項としたいと考えておりますが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） お諮りいたします。

本委員会におきまして、所管事務調査事項を、（1）市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること、（2）「これからの50年、未来につながる施策（公共施設・スマートシティ・人材育成）」についてとし、調査目的を「現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するため」とし、調査方法を「担当部課より説明を求める。必要に応じて現地調査を行う。」こととし、調査期間を「調査が終了するまで。なお、閉会中においても継続して調査することができるものとする。」ことで決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました所管事務調査を閉会中も継続して調査するため、会議規則第101条の規定により、委員長から議長に申出を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 開議

○委員長（森田博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（森田博之君） 次に、5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情に係る意見書の取扱いについて、本件を議題に追加いたします。

それでは、この件について意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） お諮りいたします。

先ほど趣旨採択と決しました5第8号陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田博之君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（森田博之君） これをもって令和5年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時54分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 森 田 博 之